

平成22年度 事業運営方針

平成21年11月17日(火)に開催されました行政刷新会議第2ワーキンググループ事業仕分けにおける独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託業務関連部分につきまして、厚生労働省高齢・障害者雇用対策部長が事業の見直しを発言しました。

従来、私ども長崎県雇用支援協会は、当機構から事業の大部分を受託し、高齢者・障害者の雇用促進に寄与することを目的として事業を推進しております。

しかしながら、今回の事業仕分けによりまして、啓発・広報、講習の業務等々及び高齢期雇用就業支援業務のセミナー、講習会の業務が廃止されることになりましたので、平成22年度は直接的に政策効果が実現される業務、すなわち助成金の支給や納付金の徴収業務、また、事業主に対する相談・援助、好事例の収集・提供といった事業が委託されることになり、従来からしますと事業は大幅に縮小されることになりましたので、当協会の規模も少数精鋭の体制で対応することに致します。

先ず、高齢者の雇用支援関連の事業につきましては、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲のある高齢者が増えていることを踏まえ、国の目標であります「希望者全員が65歳まで働ける企業の割合」を平成22年度末50%とする、又、「70歳まで働ける企業の割合を」20%とするための普及・促進及び創出に努めてまいりたいと思います。

次に障害者雇用関係の事業につきましては、長崎県における障害者の実雇用率は、平成21年6月1日現在2.07%と法定雇用率の1.8%を大きく上回り全国で5番目の雇用率となっておりますが、法定雇用率未達成企業も調査事業所の40.6%に達しておりますので、関係機関と連携を図りながら各種制度の普及・促進等に努め雇用率未達成企業の解消に努めてまいります。

一方、若年者の雇用に関しては、各地域の雇用対策協会・協議会等の協力も得、長崎県や市・町、商工団体等が行う雇用の場の創出や拡大事業と連携し、雇用の拡大に努力したいと思っております。

以上の事から、今年度は次の事業を重点課題とし、諸事業を実施して参ります。

- 1 65歳まで雇用する制度の導入促進を図るための相談・助言業務の充実
- 2 「70歳まで働ける企業」の普及・促進に係る相談・助言の充実
- 3 障害者の雇用に関する技術的事項および雇用管理に関する事業主への情報提供、相談・援助に関する業務の充実
- 4 助成金の支給や納付金の徴収業務の充実
- 5 長崎県、市町等関係団体と連携した若年者雇用の場の創出・拡大事業支援
- 6 今後の協会運営に関する事業の構築